

「ソーシャルメディアの利用に関する行動基準」

大成建設グループは、大成建設グループの役職員等が、ソーシャルメディアに情報発信するにあたって遵守すべき基本ルールを「ソーシャルメディアの利用に関する行動基準」として、以下のとおり定めます。

■ソーシャルメディアにおける情報発信についての自覚と責任

ソーシャルメディアに発信された情報は不特定多数の利用者がアクセス可能であること、いったん発信した情報は完全に削除できないこと、および個人の情報発信が大成建設グループの社会的評価に影響を与える可能性のあることを十分に理解し、自覚と責任ある行動をとります。

■ソーシャルメディア利用にあたっての心構え

法令等（法令、条例、行政指導、慣習等の社会的ルール、およびグループ行動指針ほか会社諸規程等の社内ルールをいいます。）を遵守するとともに、社会的良識をもって誠実かつ公正なコミュニケーションをはかります。

また、ソーシャルメディアを利用するにあたっては、以下の事項を遵守します。

- (1) お客様およびお取引先様情報を許可なく公開しないこと。
- (2) 大成建設グループの機密情報を公開しないこと。
- (3) 個人情報、プライバシーに配慮すること。
- (4) 誹謗中傷による第三者の名誉、その他権利侵害行為を行わないこと。
- (5) 情報発信や対応に責任をもち、誤解を与えないように注意すること。
- (6) 相手の発言に対し傾聴の姿勢を忘れず、常に冷静な対応を心がけること。

以上

※ソーシャルメディア

ソーシャルメディアとは、ソーシャルネットワーキングサービス、ブログ、電子掲示板、動画共有サイトなどに代表される個人がインターネットを利用して情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりするサービスを指します。

附 則

1. 実施期日

本規程は、2012年5月1日から実施する。

2012年4月24日制定